

## 東浦町老人ホーム入所者の遺留金品取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所措置した者又は養護受託者に養護委託措置した者（以下「被措置者」という。）の死亡に伴う遺留金品の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(遺留金品の範囲)

第2条 この要綱において遺留金品とは、被措置者が死亡前に老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は養護受託者宅において当該被措置者が所有していたすべてのものをいう。

(遺留金品の引継ぎ)

第3条 町長は、被措置者が死亡したときは、町長は、当該被措置者の入所していた施設の長又は養護受託者（以下「施設長等」という。）から、速やかに遺留金品の引継ぎを受け、施設長等に対し、受領書（様式第1）を交付するものとする。

(現場確認)

第4条 町長は、前条による遺留金品の引継ぎのときに、次に挙げる方法により現場確認書（様式第2）を作成するものとする。

- (1) 現場確認者は、町長の指定する職員とし、立会者は、施設長等とする。
- (2) 現場確認書は、2通作成し、町長及び施設長等が各1通を保管するものとする。

(遺留金品の保管)

第5条 町長は、第3条による遺留金品の引継ぎのときからその保管を開始するものとする。

(相続人の確認)

第6条 町長は、被措置者が死亡したことを施設長等から連絡を受けたときは、速やかに遺留金品に対する相続人を調査し、及び確認するものとする。

(遺留金品の引渡し)

第7条 町長は、前条による相続人の確認後、速やかに遺留金品を当該相続人に引き渡すとともに、引渡書（様式第3）を交付し、受領書（様式第4）を徴するものとする。

2 遺留金品の引渡しは、前条による相続人の確認が終了している場合に限り、第3条による遺留金品の引継ぎと同時に行っても差し支えないものとする。  
(相続人が明らかでない場合)

第8条 町長は、死亡した被措置者の本籍若しくは氏名が不祥の場合、又は戸籍消失等により相続人が明らかでない場合は、家庭裁判所による相続財産管理人の選定に必要な手続きを行うものとする。  
(遺留金品の取扱い)

第9条 法第27条に規定する遺留金品の処分は、生活保護法（昭和25年法律第144号。）第76条及び同法施行規則第22条の規定に基づく遺留金品の処分の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

受 領 書

年 月 日

様

東浦町長

印

下記の遺留金品を受領しました。

記

被措置者氏名

遺留金品

- |   |       |     |    |
|---|-------|-----|----|
| 1 | 現金    | 円   |    |
| 2 | 預貯金通帳 | 冊（  | 円） |
| 3 | 印鑑    | 個   |    |
| 4 | 年金証書  | 通   |    |
| 5 | 有価証券  | 通（円 | 円） |
| 6 | その他   |     |    |
|   | ア     |     |    |
|   | イ     |     |    |
|   | ウ     |     |    |

様式第2 (第4条関係)

現場確認書

年 月 日

現場確認者 (職・氏名)

立会者 (職・氏名)

下記のとおり現場の確認をしました。

記

- 1 被措置者氏名
- 2 措置事務所名
- 3 被措置者本籍
- 4 被措置者住所
- 5 死亡の場所
- 6 死亡の日時
- 7 遺留金品

年 月 日 午 時 分

区分	金額等	摘要	
現金	円		
預貯金	円	預貯金 記号番号	
有価証券	円	発行会社等 記号番号等	
遺留品	始め 点		

- 8 遺言証書 有・無
- 9 死亡理由
- 10 被措置者の特徴

様式第3（第7条関係）

引 渡 書

年 月 日

殿

東浦町長

印

下記の遺留金品を引き渡します。

記

被措置者氏名

遺留金品

- |   |       |     |    |
|---|-------|-----|----|
| 1 | 現金    | 円   |    |
| 2 | 預貯金通帳 | 冊（  | 円） |
| 3 | 印鑑    | 個   |    |
| 4 | 年金証書  | 通   |    |
| 5 | 有価証券  | 通（円 | 円） |
| 6 | その他   |     |    |
|   | ア     |     |    |
|   | イ     |     |    |
|   | ウ     |     |    |

様式第4（第3条関係）

受 領 書

年 月 日

東 浦 町 長

住所  
氏名

年 月 日付けで引き渡された の遺留金品に  
ついては、下記のとおり私が責任をもって受領します。

記

被措置者氏名

遺留金品

- |   |       |     |    |
|---|-------|-----|----|
| 1 | 現金    | 円   |    |
| 2 | 預貯金通帳 | 冊（  | 円） |
| 3 | 印鑑    | 個   |    |
| 4 | 年金証書  | 通   |    |
| 5 | 有価証券  | 通（円 | 円） |
| 6 | その他   |     |    |
|   | ア     |     |    |
|   | イ     |     |    |
|   | ウ     |     |    |